

第 7 章 屋外広告物の表示に関する事項

- 1．屋外広告物の表示等に関する基本的な考え方 7-2
- 2．屋外広告物の表示に関する基本事項 7-2
- 3．ガイドラインに基づく屋外広告物の誘導 7-2

1．屋外広告物の表示等に関する基本的な考え方

屋外広告物は、風景に大きな影響を与える要素の一つであり、無秩序に設置された屋外広告物は、良好な風景づくりの阻害要因として扱われることもあります。

一方、近年は地域の街づくりと連携し、建築物との調和や街並みとしての統一感を意図した優れたデザインの屋外広告物も増えつつあります。このような取組みへの展開も視野に、良好な風景づくりを推進していくため、先に示した「風景づくりの基準」とともに、風景づくりの誘導を一体的に進めていきます。

2．屋外広告物の表示に関する基本事項

景観計画区域内での屋外広告物の表示に関する基本事項を以下の通り定めます。

< 屋外広告物の表示等の制限（景観法第8条第2項第5号イ） >

屋外広告物は、屋外広告物条例に基づく許可が必要なものはもとより、自家用及び公共広告物などを含め、規模、位置、色彩などのデザインなどが、地域の風景特性を踏まえた良好な風景づくりに寄与するような表示・掲出とする。

水と緑の風景軸や大規模な公園・緑地などのまとまった緑の周辺では、みどりや地形など地域の風景をつくる背景、建築物や並木など風景を構成する要素との調和に十分配慮し、屋外広告物を表示・掲出する。

歴史的資産の周辺では、歴史的・文化的な面影や雰囲気を残す街並みなどに配慮して、屋外広告物を表示・掲出する。

大規模な建築物や高層の建築物における屋外広告物は、風景に対する影響が広範囲に及ぶ場合があることなどから、表示の位置や規模などについて、十分配慮する。

地域の活性化は、大規模で過剰な広告物の掲出ではなく、美しく落ち着いた風景の形成をはじめとする地域の魅力向上が重要であるという視点に立って、地域振興や街づくりを進めていく。

住宅地の落ち着いた街並みを保全・形成するため、住宅地の色彩と調和した表示とする。

3．ガイドラインに基づく屋外広告物の誘導

「屋外広告物の表示に関する基本事項」をもとに、屋外広告物の設置者に対し、地域の風景に寄与する形状、大きさ、色使いなど、具体的に配慮を促せるよう、「(仮称)風景づくりのガイドライン ~屋外広告物編~」を作成し、建設行為等の届出や東京都屋外広告物条例などと連携し、一体的な風景づくりの誘導を進めていきます。